

洪水を知っておこう！ 情報の種類ととるべき行動

市は、河川の水位や降雨の状況、土砂災害警戒情報等に基づき、3つの避難情報を発令します。いざというときに正確な判断ができるように、避難情報の種類と意味を正しく理解しましょう。

！ 風水害とは

台風や大雨、集中豪雨などによる災害のことです。

- 気象情報はこまめに確認しましょう
- 水害や土砂災害の恐れがある地域を再度確認しておきましょう

！ 風水害の危険サイン「警報」と「特別警報」

強風注意報
大雨注意報
洪水注意報

- 窓や雨戸等、家の外を確認しましょう
- 風水被害時の避難場所を確認しましょう
- 非常持出品を点検、準備しましょう
- 避難の準備をしましょう
- かけ等に近づかないようにしましょう

大雨特別警報

- 移動するのが危険な場合は、建物の2階以上に留まりましょう

大雨警報
洪水警報

- 市が発令する避難情報に注意しましょう
- 身の危険を感じたら、早目に避難しましょう
- 川の水位情報に注意し、川や水路には近づかないようにしましょう

5段階の警戒レベルと防災気象情報

※令和3年5月20日から

【警戒レベル4】避難指示で必ず避難。避難勧告は廃止です。

警戒レベル	住民が取るべき行動	市町村の対応	気象庁等の情報	相当する警戒レベル
5	命の危険 直ちに安全確保！ ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	大雨特別警報 氾濫発生情報 幸キクル(危険度分布)	5相当
<警戒レベル4までに必ず避難！>				
4	危険な場所から全員避難 ・過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了しておく。 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	避難指示 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	土砂災害警戒情報 高潮警報 高潮特別警報	4相当
3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難 第3次防災体制 (避難指示の発令を判断できる体制)	※1 大雨警報 洪水警報 高潮警報に切り替える可能性が高い注意報	3相当
2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を判断できる体制) 第1次防災体制 (連絡要員を配置)	大雨警報に切り替える可能性が高い注意報 高潮注意報 大雨注意報 洪水注意報	2相当
1	災害への心構えを高める	・心構えを一段高める ・職員の連絡体制を確認	早期注意情報(警報級の可能性)	

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します。

※2 「極めて危険」(濃い紫)が出現するまでに避難を完了しておくことが重要であり、「非常に危険」は大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用することが考えられます。

※市は様々な情報をもとに、避難情報を発令する判断を行うことから、必ずしも防災気象情報と同じレベルの避難情報が、同時に発令されるわけではありません。